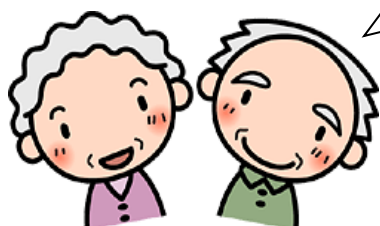


介護サービスを利用するには…①

介護保険の結果が届いたよ。



介護保険の結果が出たら、適切なサービスが利用できるよう、事前にケアプランを作成します。

ケアプランって何だろう？

ケアプランとは、どのようなサービスをどのくらい利用するのかといった、本人・家族の希望や心身の状態、家庭の状況などにあわせて組み合わせた介護保険のサービスを受けるための計画のことです。介護保険の結果によって、担当する事業所やサービス利用までの流れが異なります。

<要支援1・2の認定を受けた方>

※要支援1・2の方の場合は、介護予防ケアプランを作成することとなります。

介護予防ケアプランの作成

地域包括支援センターで相談をする。
地域包括支援センターもしくは、そこから委託をされたケアマネージャーが介護予防ケアプランを作成する。

サービス事業者との契約

作成をしたケアプランをもとに、利用するサービス事業者と契約をする。

サービスの利用

介護予防ケアプランの見直し

一定期間（およそ3～6カ月）サービスを利用した後、介護予防効果を判定する。判定結果をもとに、利用するサービス内容を見直す。



介護保険の結果が非該当でも大丈夫！！

介護保険の結果、今は介護や支援を必要としていない『非該当』と判断された方の場合には介護予防事業というものがあります。これは65歳以上の方が、介護が必要になる前から「介護予防」に対して意識を高く持ち、地域で健康な生活を続けていけるように、各市町村が主体となって行っているものです。

<介護予防事業について>

介護や支援が必要になる可能性の高い方を早期に把握することが目的となります。

- ・基本チェックリストから把握

市・区役所や地域包括支援センターにてチェックリストを配布している。

また、市・区役所のホームページからも確認をすることが可能となっている。

例) バスや電車で1人で外出していますか

日用品の買い物をしていますか

預貯金の出し入れをしていますか など

- ・区役所の保健師による訪問や地区活動での把握
- ・関係機関や地域からの連絡による把握
- ・要介護認定で非該当の人からの把握

※把握した後、介護や支援が必要となる可能性が高いと判断をされた方の場合は、介護予防ケアプランを作成し、訪問指導などを受けることが可能となります。

介護予防事業の内容については、お住まいの地域によって異なります。

例) 泉区の場合

訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーションなど